

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、経済的に厳しい状況にある世帯に対し、給付金を支給します。

支給対象と支給手続き

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

令和3年1月以降の収入が減少し「**住民税非課税相当**」表1の収入となつた世帯（家計急変世帯）

令和3年度「**住民税均等割非課税**」世帯には、すでに確認書を送付しておりますので、確認書に必要事項を記入のうえ、**返送してください**。

申請が必要です

申請期限 令和4年9月30日（金）

申請時点で大治町に住民登録のある世帯は申請書に必要事項を記入のうえ、添付書類とともに郵送または窓口で提出してください。

※申請書類については、町ホームページからダウンロードしていただくか、役場にて配布しております。

※新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少については、支給対象外となります。

【申請に必要な書類】

●申請書 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（家計急変世帯分）
申請書（請求書）

●申立書 簡易な収入（所得）見込額の申立書【家計急変者】

《添付書類》

●支給申請者の本人確認ができる書類（運転免許証など）の写し
●受取口座を確認できる書類（通帳やキャッシュカードなど）の写し
●『令和3年中の収入の見込額』または『任意の1カ月の収入』の状況を確認できる書類（源泉徴収票、確定申告書、給与明細など）の写し

※その他別途必要書類の提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。